

第 1 0 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 4 年 1 1 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 4 年 1 1 月 8 日 午前 1 0 時 5 2 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	高 井 眞佐実		○	
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信		○	農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 6 番	野村	隆	委員
	議席 1 8 番	石田	玉枝	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	副事務局長	(農業振興係長)	小野	宏仲
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	主 事	奥山	早紀	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

議案書の追加がありますのでご報告いたします。追加の理由については、委員の皆様へ議案書を発送後、議案第6号「渋川市農業委員会委員の辞任の同意について」を追加することとなったため、追加の議案書をお手元に配布させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。毎度のことですけれども、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和4年度第10回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中17人で会議は成立しました。

なお、議席番号6番、廣瀬淳委員、議席番号9番、高井眞佐実委員から欠席の届出がございました。

なお、先ほど事務局長よりお話のありました高井眞佐実委員からの辞任届が出ておりますが、本日は欠席扱いとなります

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号16番、野村隆委員と議席番号18番、石田玉枝委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、野村隆委員と石田玉枝委員に決定いたしました。 続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第1号農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。 以降は、着座にて説明させていただきます。 報告書の1ページをお願いします。 農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。 本件につきましては、1ページに記載の農地法第5条関係の許可番号5の103番と5の104番の2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和4年10月17日に意見聴取をいたしましたところ、同日付をもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。 以上で、報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。 報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。 報告書の7ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、7ページから10ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。 報告書の11ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、11ページから15ページに記載の番号1番から5番の

5件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。

最初に、青木第1班長をお願いします。

10 番

はい、10番、青木。着座にて説明させていただきます。

令和4年10月27日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、田中委員、野村委員と、私、青木。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計5名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が7件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は一体利用する宅地、西と北は宅地、南は畑となっています。申請地は問題ないと思います。

次に、5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は水路、西は太陽光発電設備用地、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と西は道路、南は宅地、北は宅地と水路となっています。申請地は問題ないと思います。

8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と北は一体利用する資材置場、西は畑、

南は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と南は道路、西と北は田となっています。申請地は問題ないと思います。

9ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と北は田、南は水路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西は畑、南は道路、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤第1班長、お願いします。

4番

はい。4番、齊藤。着座にて説明させていただきます。

10月27日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚委員、内山委員、奈良委員、角田委員、事務局、吉田係長、奥山主事と私、齊藤の7名で実施しました。

子持、赤城、北橋地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が4件、合計5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と南は宅地、西は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に、4条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と南は道路と雑種地、西は畑、北は畑と道路と墓地となっています。申請地は問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東は山林、西は鉄道用地、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の10番の現地は、東と西と南は宅地、北は山林と宅地と

なっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東は畑と宅地と一体利用する転用許可地、西と南は一体利用する宅地、北は墓地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

14 番

はい。14番、角田。

議長

14番、角田壽一委員。

14 番

一番最後の申請番号5の11番ですが、ずっと取下げの過去の経過もありますが、どういう状況ですか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。

申請番号5の11番につきましては、過去数回の取下げがございました。委員さんがご心配していることは今回はどうなんだろうということだと思います。また、5条のところで説明はさせていただきますが、今回につきましても、県との事前協議が整わないこととなりまして、取下げということになります。再度、5条で説明はさせていただきます。以上です。

議長

よろしいですか。

14 番

はい。

議長

申請番号5の11番につきましては、5条のところで説明があるのとこのことでありますので前へ進めます。

このほか質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第9、協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

協議第1号、次のとおり農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定による変更の照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては、農政課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

議長 それでは、農政課の担当者から説明していただきます。

農政課 農政課の荻野です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。協議書をご覧ください。

これは、10月24日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、除外、編入が認められたものです。

1ページをご覧ください。

最初に、渋川地区除外案件になります。内訳は、田9筆、1万1,223平方メートル、畑24筆、2万4,185.08平方メートル、合計33筆、3万5,408.08平方メートルとなります。

4ページをご覧ください。

渋川地区編入案件になります。内訳は、田1筆、1,153平方メートル、畑8筆、7,159平方メートル、合計9筆、8,312平方メートルとなります。

5ページをご覧ください。

農振法第10条第3項非該当による農用地区域変更になります。この変更は、農業委員会において、農用地区域内農地が非農地判断されたものを除外するものです。内訳は、畑4筆、3,395平方メートルとなります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、除外、編入との差引きの結果、約3.0ヘクタールの減で、623.41ヘクタールになります。

す。

6ページをご覧ください。

伊香保地区除外案件になります。内訳は、畑1筆、3,488平方メートルとなります。

7ページをご覧ください。

農振法第10条第3項非該当による農用地区域変更になります。内訳は、畑1筆、1,594平方メートルとなります。

今回の変更により、伊香保地区の農振農用地面積は約0.5ヘクタールの減で、36.74ヘクタールになります。

8ページをご覧ください。

小野上地区除外案件になります。内訳は、田2筆、1,048平方メートル、畑2筆、48.63平方メートル、合計4筆、1,096.63平方メートルとなります。

9ページをご覧ください。

小野上地区の農振法第10条第3項非該当による農用地区域変更になります。内訳は、畑1筆、342平方メートルとなります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は約0.1ヘクタールの減で、181.68ヘクタールになります。

10ページをご覧ください。

子持地区除外案件になります。内訳は、田3筆、1,038.91平方メートル、畑12筆、4,366平方メートル、合計15筆、5,404.91平方メートルとなります。

11ページをご覧ください。

子持地区編入案件になります。内訳は、田1筆、846平方メートル、畑26筆、2万1,429平方メートル、合計27筆、2万2,275平方メートルとなります。

13ページをご覧ください。

子持地区の農振法第10条第3項非該当による農用地区域変更になります。内訳は、畑2筆、951平方メートルとなります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、除外、編入との差引きの結果、約1.6ヘクタールの増で、736.54ヘクタールになります。

14ページをご覧ください。

赤城地区除外案件になります。一般除外申出ナンバー3、ナンバー4について農振協議会事務局案としては、第1種農地に該当し、かつ、第1種農地で例外的に農地転用を許可することができる条件のいずれにも該当する見込みがないことから、1号要件をバツといたしました。が、農地の現状も踏まえて転用見込を再確認し、県との協議を進めていくべきとの意見から協議結果としてはマルとなりました。この結果を踏まえ、農業委員会事務局と転用見込みについて再度協議を行ない

ましたが、例外的に農地転用を許可することができる条件のいずれにも該当しないため、1号要件をバツとしたいと考えております。つきましては、この案件をバツとして扱うことについても、この場で再度協議ができればと考えております。

なお、現段階での除外内訳は申出ナンバー3、ナンバー4を含め、畑6筆、3,502.20平方メートル、錯誤2筆、82平方メートル、合計8筆、3,584.20平方メートルとなります。

15ページをご覧ください。

赤城地区の農振法第10条第3項非該当になります。内訳は、畑13筆、1万4,041平方メートルとなります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は約1.8ヘクタールの減で、1,516.75ヘクタールになります。

16ページをご覧ください。

北橘地区除外案件になります。内訳は、田2筆、818平方メートル、畑8筆、2,541.57平方メートル、合計10筆、3,359.57平方メートルとなります。

17ページをご覧ください。

北橘地区編入案件になります。内訳は、畑10筆、2,542.51平方メートルとなります。

18ページをご覧ください。

北橘地区の農振法第10条第3項非該当になります。内訳は、畑1筆、9.14平方メートル、山林6筆、3,575平方メートル、合計7筆、3,584.14平方メートルとなります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は除外、編入との差し引きの結果、約0.4ヘクタールの減で、832.48ヘクタールになります。

以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

14 番

はい。14番、角田。

議 長

14番、角田壽一委員。

14 番

協議書14ページの赤城地区、一般除外のところでナンバー8、9で墓地が2筆あがっておりますが、除外申出を退けた筆の中にこの墓地が入っていると思いますが、関係者が渋川市で墓地となっているのはその扱いでいいのですか。普通であれば何々家の墓地、何々家の所有となるはずだと思うのですが。参考に分かっている範囲で教えていただ

きたい。

農政課

今回関係者のところが渋川市となっていることについての質問でよろしいでしょうか。

14 番

それと、過去に、隣接してしているところで約600平方メートルの資材置場が申請であがっていて、却下となりました。その土地の中にこの2筆の墓地が存在しています。先祖代々の墓であると思うので、多分、好意でこの墓地を除外することにたぶんなったんだと思うんですが、どういう経過で出てきたのでしょうか。

農政課

隣接して出ていた除外の案件とは別の筆になります。隣接して出ていた案件の土地の中には含まれていません。現状も墓地、登記も墓地となっていますので、本来であればそのときに除外すべきではあったのですがそのままとなってしまうため、今回渋川市の名前で錯誤を直しますという形で案件に上げさせていただきました。

14 番

墓地所有者が除外するのではなく、渋川市ですということですね。

農政課

はい、そうです。今回の案件はそのような手続きをさせていただいています。

14 番

分かりました。

議 長

それでは、他に何かございますか。

2 番

はい。2番、高橋。

議 長

2番、高橋昭彦委員。

2 番

赤城地区の一般除外申出ナンバー3、4について、一号要件はバツで農業委員会でも協議でバツになるということは、今回そこをバツに直して県に出すということですか。

農政課

協議書14ページ、赤城地区の一般除外申出のナンバー3、4についてです。こちらについては、農振協議会では事務局案として転用見込みがないことから1号要件をバツとさせていて、協議の機会をとらせていただきましたが、農地の荒れている現状も踏まえて実際に転用が難しいのか再確認をして、県との協議を進めていくべきとの意見をいただいたので、お配りした資料では1号要件をマルとさせていただいてお

ります。再度、農業委員会事務局と転用見込みについて協議を行った結果、やはり転用見込みがないという形になりましたので、改めて1号要件をバツとして問題ないか確認させていただき、バツにすることについて疑義がなければ、県との調整をバツでさせていただければと考えております。

議 長

1号要件のバツについては、重々承知しておりますが、現状の写真の状況からみて草となっている状況でだめだという根拠がないということで、再度私の方から調整してくれるかいと質問をした経緯があります。その辺を農業委員会事務局と協議した結果ということでありますのでバツでいいですけども、皆さんの意見としてどうなのか、荒れた土地を第1種農地としてずっと認めていくのか、第1種農地だからだめだといって、遠方の所有者が半永久的にできないでというのはどうなのか。荒地を露天資材置場にするのに何の制限があるのか、未だもってもやもやしている状況です。遊休農地を増やすのがいいのか、そのままでいいのか、草畑を掃除して資材置場にしてもらうのがいいのか、その辺の質問をしたと思います。農業委員会の事務局と協議した結果バツは承知しましたが、そこまでしてバツにする必要があるのかなと疑問に思っているわけです。写真を見る限りでは、草原だからそこを資材置場にして管理してもらった方がいいという考え方もあると思うし、条文に照らし合わせてだめという考え方もあるだろうし、今後の議題としたいと思うのですがいかかでしょうか。バツは承知しましたが、質問した経緯がありますので、改めて報告させていただきました。

他に何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、協議書14ページ、ナンバー3、4の2件については、転用に当たり該当する許可基準及び不許可の例外規定はなく、農地転用の許可見込みはないことから認めないこととし、それ以外の案件については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、協議書14ページ、ナンバー3及びナンバー4の2件については、認めないこととし、それ以外の案件については、認めることに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

なお、申請番号3の1番については、譲受人が11月6日に事故によりお亡くなりになりました。このため、今後、当該申請において必要な手続きについて、譲受人関係者及び譲渡人に説明をし手続きを進めていく予定であります。つきましては、現段階では許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

また、お手元に配布してあります、農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から2番の2件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から2番の2件のうち申

請番号3の1番の1件については保留とし、申請番号3の2番の1件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件のうち申請番号3の2番の1件については保留とし、申請番号3の2番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
申請番号4の1番から2番の2件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号5の9番（保留分）及び13番（保留分）の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。 議案書の5ページをお願いします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号5の9番（保留分）は、10月5日の総会にお諮りし、当該受人が以前受けた転用許可において、受人以外のものに土地登記簿が移転登記されていたことから、許可違反の疑いがあり、許否の判断を保留とした案件です。このため、申請代理人に対し聞き取りを行った後、当該申請人より顛末書が提出されました。その後、10月26日付けで質問書を送付したところ、申請人より10月31日付けで回答書が提出されました。内容を精査したところ、転用許可どおりの実行ではあったが土地登記簿の所有権移転登記に誤りがあったとのことであり、違反転用にはあたらないことが判明いたしましたので、再議をお願いするものです。 なお、申請地は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 申請番号5の13番（保留分）は、10月5日の総会にお諮りし、当該申請において、提出書類に不備があることから、許否の判断を保留とした案件です。現時点で、必要書類は提出されましたので再議をお願いするものです。

なお、申請地は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の9番（保留分）及び13番（保留分）の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

2 番 はい。2番、高橋。

議 長 2番、高橋昭彦委員。

2 番 5の9番（保留分）は、名義が違うということであつたがそれは何ですか。

事務局 登記簿の名義につきましては、農地法の範疇外ということで指導はできません。ただ、相手方とすると登記簿に誤りがあつたいうことのため、相手方にはよく法務局と相談してくださいと話をさせていただいております。また、法務局の登記官に対しましても、その状況は報告させていただいております。農地法とすると登記簿が直る、直らないは違反かどうかの範疇外となりまして、今回は回答書により登記簿が間違えていたと回答を得ておりまして、その旨を当事者と法務局に話をさせてもらっているところでございますので、農地法の違反ではないとの判断で確認させてもらっている状況です。

2 番 間違えてやったというか、確信犯でやっているのではないかと感じてしまう。農地法の範疇ではないということだが、是正されていなければ次の申請を許可するのはどうかなと思う。買える人の名義で許可を受けておいて、登記の時は買えない人の名義にしてしまうと、捉え方によっては悪意があるとした捉え方もできる。

事務局 委員さんのお話のように、本来はそういうことがあつたのではないかと、元々許可を受けた人が買うことになっていなかったことによる手続きではないかということで、事務局としても県とも協議いたしました。その結果、可能性はあるけれども、顛末書、回答書の中で元々の許可申請どおりに転用したが、登記簿だけが間違えてしまったとのことで、農地法の制限をかけることはできないでしょうということで、県とも協議をした結果このような状況となっております。

14 番	はい。14番、角田。
議 長	14番、角田壽一委員。
14 番	高橋委員のいうことは理解できます。時代背景に対して、この方々がどういう関係なのかわかりませんが、昔のように農家の長男が相続して一件落着ということが多かったですが、時代背景とともに分割相続の時代となるとこういう問題がかなり生まれてくるのではないかと。たまたま、こういう案件にぶつかる問題が発生することになりかねない。今回当事者がよく話し合っていればこういうことにはならなかったのではないかと。これからの時代背景を考えれば、そういうことは増えてくるのではないのでしょうか。農地を守るという意味では、そういったことも視野に入れておく必要があると感じました。
議 長	これは許可の方向でいくしかないでしょう。
事務局	県とも協議をしまして、農地法の範疇外で違反ではない、違反者としては取扱えないという状況でありますので、許可妥当ではないかという事務局の判断でございます。
2 番	第2種農地だから問題はないけれども、なんとなくね。
議 長	法律的に何ともいえないということであれば止めるわけにもいきなそうですし。どちらがよろしいのでしょうか。再度、確認します。異議なしということではよろしいのでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号5の9番（保留分）及び13番（保留分）の2件のうち、申請番号5の9番（保留分）の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号5の13番（保留分）の1件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分決定を求めます。 申請番号5の1番から11番の11件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書10ページの申請番号5の11番については、11月1日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番で願います。この取下げにつきましては、現地調査報告の中で質問がありましたが、県との事前協議が整わなかったということで取下げ願いが出たものであります。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案書の7ページから10ページ関連です。議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から10番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の4番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の5番は、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の

不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の11番は取下げとのこと
でありますので、申請番号5の11番を除く、申請番号5の1番から10番
の10件について審議します。質疑のある方はお願いします。

2 番 はい。2番、高橋。

議 長 2番、高橋昭彦委員。

2 番 申請番号5の11番は取下げだから構わないですが、何回も出てきて
いるので、毎回、毎回取下げの理由が県との事前協議が整わないとい
うことだから、受付ける前によく確認をして受付けた方がよいのでは
ないか。

14 番 はい。14番、角田。

議 長 14番、角田壽一委員。

14 番 その件につきましては、現地確認出発前に確認したんです。現地に
4回も5回も行っていて、皆があきれています。本人が申請に来ている
のではなくて代理人が来ているため、痛くもかゆくもない訳です。そ
うケースがあるということも理解していかないといけない。

議 長 それならば、協議が終わるまで受付けしなければよいのではないか。
行政書士が持ってきたものを協議が整っているかを質問する必要がある。

事務局 はい。議長、農地調整係長。

議 長

はい。農地調整係長。

事務局

再三再四、こちらから協議が整うことが見込まれるようになったら出してくださいというようなお話はさせていただいております。申請者側とすると見込みができたので出しているということで、事務局とすれば受けているわけですが、申請が出た段階で再度確認をとるために県に通知をいたします。そうすると県の方からは、訂正があるため総会までには間に合いそうもありませんといった感じで、回答がきてしまう状況でございます。このため、今後は協議が整わない段階で受付けができるかというところは確認をさせてもらいまして、整った段階でしか受付けができないということについて問題なければ、そのような方向で考えていければと思います。

議 長

こちら側としては、許可が出る見込みでは無く、許可が確認できたら受付けるという形にしてもらえませんか。そのようにしてもらおうのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長

その他、申請番号5の1番から10番の10件について、質疑はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、申請番号5の11番を除く、申請番号5の1番から10番の10件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の11番を除く、申請番号5の1番から10番10件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容について、ご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和4年12月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が14人、借受人が14人、筆数が34筆、面積が3万7,589平方メートルです。この個別の内訳は、12ページから13ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表番号17番の1件について審議します。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代理することになっておりますので、この審議については、高橋会長職務代理者を議長に指名いたします。

(関係委員 退席)

議 長
(2番)

この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の高橋です。よろしくお願いします。

それでは、番号17番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長
(2番)

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号17番の1件については、議案のとおり認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長
(2番)

異議なしと認め、番号17番の1件については、承認することに決し
ました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。
議長を交代します。ありがとうございました。

(関係委員 着席)

議 長

議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。
利用権設定総括表番号17番の1件を除く、番号1番から34番の33件に
ついて審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号17番の1件を除く、番号1番から34番の33件につ
いては、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号17番の1件を除く、番号1番から34番の33件に
ついては、承認することに決しました。
続きまして、議事日程第15、議案第6号、渋川市農業委員会委員の
辞任の同意についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局の説
明をお願いします。

事務局

はい、議長 事務局長

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第6号、渋川市農業委員会委
員の辞任の同意についてをご説明申し上げます。
本日お配りした追加の議案書の15ページをお願いします。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規程により、下記の渋川市農業委員会委員の辞任について、農業委員会の同意をお願いするものです。

次に、内容についてご説明いたします。

渋川市赤城地区の農業委員会委員であります高井眞佐実氏から10月20日付けで、渋川市長へ辞任届の提出があり、10月28日付けで渋川市長から農業委員会へ辞任の同意についての諮問がありました。辞任理由については、健康上の理由により、農業委員会委員を辞任させていただきたいとのことで、正当な事由に該当すると思われます。農業委員会等に関する法律第13条第1項の規程により、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができることとなっております。

なお、今回の農業委員会において、ご同意をいただければ、渋川市長へ農業委員会の同意についての答申を行い、その後渋川市長の決裁日をもちまして高井委員の辞任日となる予定です。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第6号、渋川市農業委員会委員の辞任の同意については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第10回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時52分>